

平成24年4月13日

寺前小学校・寺前幼稚園 保護者 様

神河町教育委員会
寺前小学校長
寺前幼稚園長
大和 美輝

気象情報で“警報”が発令されたときの対応について

気象情報の“警報”発令時には、次のように対応してください。

◎警報の発令地域と警報の種類

神 河 町 に

大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、及びこれらの複合した警報が発令されたとき

1 登校を見合わせる時（自宅待機する）

午前6時に上記の警報が発令されているときは登校を見合わせます。

（登校途上で警報が発令されたときは、発令を知らせてもらった時点で自宅に帰り、発令が分からない場合は、そのまま登校し、教師の指示に従います。）

2 登校するとき

午前8時30分までに、警報が解除になったときは、登校します。そのお知らせを告知放送で行います。

○ 各通学者は、以下の時刻に登校させてください。

- ・バス利用者 高倉発9：23 → 神河中学校前9：49
- ・電車利用者 新野発9：33 → 寺前着 9：36
- ・徒歩通学者 10：00に寺前小学校に着くように登校班で登校します。

3 臨時休校になる時

午前8時30分の時点で、まだ警報が発令中のときは、臨時休校とします。

告知放送はありません。

（当日は災害発生の恐れがあり、外出禁止を原則とします。）

※警報が発令されていない場合でも、局地的な「大雨」「大雪」等、特別に指示を出すときがあります。その場合は、教育委員会・学校からの告知放送で連絡します。

※在校時に警報が発令された場合は、学校で待機させるなど、学校側で状況を判断し対応します。